

## 綾瀬市青少年相談室運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市青少年相談室設置条例施行規則（平成21年綾瀬市規則第17号。以下「規則」という。）第5条に基づき、青少年相談室（以下「相談室」という。）の業務運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (運営方針の策定)

第2条 市長は、相談室の業務運営に関し、必要のつど基本方針及び実施事業計画（以下「運営方針等」という。）を定め、これに基づいて事業の計画的な推進を図るものとする。

2 市長は、前項の運営方針等の策定にあたって、青少年相談室運営協議会に意見を求めることができる。

### (相談員)

第3条 相談員は、非行対策及び臨床心理に関して識見を有する者から、市長が委嘱する。

2 相談員は、青少年の非行防止及び健全育成に具体的な成果があがるよう努めなければならない。

3 規則に定めるもののほか、相談員の職務、勤務条件等は市長が定めるところによる。

### (業務処理等)

第4条 この要綱に定めるもののほか、相談室の業務処理について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。